

提 案 書 作 成 の 留 意 事 項

提案書作成に当たっては、民活提案型雪堆積場管理業務募集要領の規定を遵守するほか、次のとおりとする。

1 計画説明書

雪堆積場管理業務を安全かつ効率的に遂行するために必要な施設計画や諸対策について、次の項目に基づき計画説明書として提出すること。

(1) 施設計画

- ア 提案する雪堆積場の概要（管理運営上の特徴等について）
- イ 施設計画の説明
- ウ 雪堆積場への搬入・退出経路の説明

(2) 安全対策

- ア 投雪作業車両の誘導方法
- イ 場内運搬路の勾配及び安全管理方法（スリップ、ザクザク等の対策）
- ウ 必要に応じた、交通誘導警備員、案内看板等の設置

(3) 環境対策

- ア 融雪水の水質汚濁防止対策及び汚濁水の排出防止対策
（融雪水の排水先施設又は流出河川等の確認）
- イ その他周辺地域の環境保全対策

(4) 費用等節減効果

- ア 融雪、解体等の経費低減効果の有無
- イ 立地条件による運搬費低減の有無

(5) 周辺地域の概要

- ア 雪堆積場周囲の土地利用の現状（住宅地、農地、その他）
- イ 雪堆積場周辺住民等の状況と対応

2 計画堆積量

計画堆積量算出に当たっての条件は次のとおりとする。

(1) 雪堆積高

- ・平地（雪堆積場面積1.0ヘクタール未満）：H＝10メートル以下
- ・平地（雪堆積場面積1.0ヘクタール以上）：H＝15メートル以下
- ・斜面、傾斜地：現地の状況に合わせ設定する。

※ 平地における堆積高（標記の高さはおおよその目安）は、周辺状況を考慮し現地の状況に合わせ設定すること。

(2) 雪山法面角度

- ・法角度を45°として算出すること。

(3) 計画堆積量

- ・堆積量は1万立方メートル単位で算出する（1万立方メートル未満四捨五入）
- ・堆積量＝雪堆積部底面積 × (1)、(2)の条件 ≒ ○○ 万立方メートル

3 設計見積書

次の要件に基づき見積額を算出すること。

- (1) 履行期間は、令和8年12月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 雪堆積場開設は12月上旬とし、別途、本市が指定する。
- (3) 雪処理費は、次の区分により積算する。

ア 計画堆積量が【30万立方メートル以上の場合】

30万立方メートルを含め、10万立方メートル単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。ただし、最大60万立方メートルまでとする。

例：計画堆積量が48万立方メートルのとき、30万、40万、48万立方メートルについて積算する。

イ 計画堆積量が【10万立方メートル以上30万立方メートル未満の場合】

10万立方メートルを含め、5万立方メートル単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。

例：計画堆積量が27万立方メートルのとき10、15、20、25、27万立方メートルについて積算する。

ウ 計画堆積量が【10万立方メートル未満の場合】

2万立方メートルを含め、1万立方メートル単位でそれぞれ計画堆積量まで積算する。

例：計画堆積量が7万立方メートルのとき2、3、4、5、6、7万立方メートルについて積算する。

- (4) 本市から指示があった場合は、その堆積量について積算すること。
- (5) 積算は、市専用雪堆積場、民間開放雪堆積場の区分のほか、日中開設（午前9時から午後5時まで）、夜間開設（午後5時から翌日午前8時まで）と24時間開設に区分して行うこととする。
- (6) 積算内訳は、労務費、整理費、仮設費、用地費及び諸経費に区分し、その合計を雪堆積場管理費とする。ただし、消費税相当額は除く。
※ 提案受付後、積算内訳の詳細について必要書類の提出を求めることがある。
- (7) 雪処理単価は、1立方メートル当たり単価とし、設計見積書（様式2）に記載された雪堆積場管理費（消費税相当額を除く。）の合計額を堆積量で除した金額とする。（1円未満四捨五入）